

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、本件開示請求に対し、「市民の声の回答に係る審査請求に対する裁決について（伺い）（令和元年 総総第439-2号）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容  
市民の声の回答に係る審査請求に対する裁決について（伺い）（令和元年 総総第439-2号）
- 2 不開示とした部分  
個人の氏名、住所及び印影

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求人が求めた文書を開示しなかった。
- 2 1を開示しなかったことにより、郡山建設事務所の対応した職員の発言を隠蔽された。
- 3 審査請求人は、メモ等も求めている。
- 4 この処分は一部開示でなく、不開示決定である。
- 5 よって、不開示部分を速やかに開示。

審査請求人は、処分庁に対して、補正を求める文書を求め、それに応じた旨の発言を当該職員より受けた。また、補正を求める文書は、多数受領している。

このような内容を総合的に勘案して、違法な裁決書の送付であることは明らかである。

今回、当該職員から補正の文書を発送する旨の発言を受けたにも関わらず、その補正の文書を受け取ることがなく、審査請求人は、裁決書を受領した。この経緯が分かるものを求める開示請求であり、メモも求めた内容である。

結果、審査請求人は補正を求めた文書を待っており、それを無視した処分庁が裁決書を送付した。

したがって、本審査請求は一部不開示ではなく、不開示決定であり、速やかに不開示部分を開示すべきである。

## 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分に関して個人の氏名、住所等を不開示とした部分については、審査請求人は特段の主張をしておらず、鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）上の取扱いとしても妥当である。

次に、審査請求人は自分が求めた文書を開示しなかった旨を主張しているが、開示請求書に記載の開示請求の内容は「道建第239号の公文書の取り消しに係る審査請求書の押印不備につき、補正を求めたことに対し、文書の発送をお願いしたにもかかわらず、発送

しなかった内容がわかる行政文書（メモも含む）すべて」であったことから、同審査請求書の押印もれについては補正命令を行わずに却下の裁決を行う旨を記載した公文書である「市民の声の回答に係る審査請求に対する裁決について（伺い）（令和元年 総総第439-2号）」を特定して開示したものである。開示請求の内容の文理上、開示請求者の想定していた公文書でないとしても、本件対象公文書は請求された公文書に該当するものである。

また、審査請求人は本件対象公文書以外の文書を開示するよう主張しているが、審査請求書への押印もれの補正に関しては、審査請求人が提起した他の類似の案件に関する審査請求の結果を踏まえ、本件対象公文書に関する審査請求についても、押印もれを補正したとしても却下とせざるを得ないことが明らかになったため当該補正命令を行わなかったものであることから、実施機関では本件対象公文書以外には特段文書を作成しておらず、開示の対象となる公文書は存在しない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断等

### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

### 2 審査会の判断

#### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書である「市民の声の回答に係る審査請求に対する裁決について（伺い）（令和元年 総総第439-2号）」とは、審査請求人が令和元年11月9日付けで行った本件審査請求とは別の審査請求（以下「別件審査請求」という。）に係る裁決の原議書である。

#### (2) 審査請求の趣旨について

##### ア 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) 不開示とした部分は、審査請求人の氏名、住所及び印影で、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

##### イ 公文書の特定について

別件審査請求につき、審査請求書の補正を求める文書を発送する旨の発言を受けたにも関わらず、その補正の文書を受け取ることなく裁決書を受領したことについて、それに至るまでの経緯が分かる公文書の開示を求めるものであるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、仮に審査請求書の補正を行ってもなお却下を免れ得ない審査請求であるため、審査請求書の補正を求めることなく却下を行った経緯が記載されている本件対象公文書を特定し、これに対して一部開示決定を行ったもので、本件対象公文書以外には特段文書を作成しておらず、開示の対象となる公文書は存在しない旨の弁明を行っている。そこで、審査請求人の主張する公文書の存否について、以下で

検討する。

- (ア) 別件審査請求は、道路建設課が審査請求人に送付した「市民の声」への回答を不服として行った審査請求であり、これまで審査請求については、行政処分を行った部署が審査庁事務を行っていたことから、当初、別件審査請求の審査請求書が道路建設課に提出された。しかし、行政処分を行った部署が審査庁事務を行うことへの疑義が生じたことから、審査庁事務を総務課が行うこととなった。
- (イ) 行政不服審査法第24条第2項により、審査請求が不適法であることが明らかな場合、当該審査請求は裁決により却下することができる。別件審査請求は、押印もれという形式的な不備があったところ、行政処分ではない「市民の声」への回答に対する審査請求であるため、仮に押印に係る補正を行って形式上の不備を治癒したとしてもなお却下は免れ得ないため、実施機関は行政不服審査法第24条第2項により補正を求めることなく却下の裁決を行った。
- (ウ) これらの経緯は、本件対象公文書の伺い部分に簡潔ながら記載があり、実施機関が本件開示請求に係る公文書として本件対象公文書を特定した点について、特段不合理な点は見当たらない。
- (エ) 審査請求人とのやりとりについては、実施機関の業務に必要な範囲で記録を作成すれば足りるものであり、別件審査請求において、審査請求人に対し補正を求める文書を送付する旨を伝えたことについて、メモを含む記録を作成していなくとも不自然とはいえない。なお、審査会は、令和2年6月29日に当初審査請求書を受け取った鹿児島市建設局道路部道路建設課郡山建設事務所の執務室及び書庫の、令和2年7月20日に実施機関の事務担当課である鹿児島市総務局総務部総務課の執務室の現地調査を行い、当該審査請求に係る関係資料を確認したが、審査請求人が主張する公文書は確認されなかった。
- (オ) 以上のことを踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は「市民の声の回答に係る審査請求に対する裁決について（伺い）（令和元年 総総第439 - 2号）」のほかないと認定せざるを得ない。

よって、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和2年4月3日	実施機関からの諮問を受けた。
令和2年6月8日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
令和2年6月29日	市道路建設課郡山建設事務所に実地調査を行った。
令和2年7月20日	市総務課に実地調査を行った。
令和2年7月20日 (第2回審査会)	答申案の審議を行った。